

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

規則	六五
○福島県立会津学鳳中学校の入学検定料に関する条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則	六五
告示	六六
○土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件	六六
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件	六六
○公金の徴収の事務を委託した件	六六
○地籍調査の成果について認証した件	六六
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件十一件	六六
○道路の区域を変更する件四件	六六
○道路の供用を開始する件	六六
○土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件四件	六六
○土地区画整理法により減価補償金の交付があった件	六六
公告	六六
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件	六六
○落札者を決定した件二件	六七
福島県教育委員会	六七
○福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	六七
○福島県立会津学鳳中学校の入学検定料の免除に関する規則の一部を改正する規則	六七
○福島県立会津学鳳中学校学則の一部を改正する規則	六七
福島県公安委員会	六七
○道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件二件	六九

## 規則

福島県立会津学鳳中学校の入学検定料に関する条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

### 福島県規則第七十七号

福島県立会津学鳳中学校の入学検定料に関する条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

福島県立会津学鳳中学校の入学検定料に関する条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則（平成十八年福島県規則第百八号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

福島県立中学校の入学検定料に関する条例に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則

本則中「福島県立会津学鳳中学校の入学検定料に関する条例」を「福島県立中学校の入学検定料に関する条例」に改める。

### 附則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

（総務課）

## 告示

### 福島県告示第八百五十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

### 一 指定する区域

須賀川市横山町九十一番、九十二番、九十三番及び九十四番の各一部で次の図に示す区域

二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

- 2 鉛及びその化合物又はふっ素及びその化合物  
土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）  
（水・大気環境課）

**福島県告示第八百五十六号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県相双地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。  
平成三十年十一月三十日

- 一 指定する区域  
相馬市光陽四丁目二番一、二番二及び二番五
- 二 指定する区域の埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地  
（産業廃棄物課）

福島県知事 内堀雅雄

**福島県告示第八百五十七号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を平成三十年十一月一日次のとおり委託した。  
平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県母子父子寡婦福祉資金償還金の未収金の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地  
1 名称 ニッテレ債権回収株式会社  
2 所在地 東京都港区芝浦三丁目十六番二十号
- 三 徴収の事務を委託する期間  
平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日まで  
（児童家庭課）

**福島県告示第八百五十八号**

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、下郷町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称  
下郷町
- 二 成果の名称  
下郷町大字高隋の一部の地籍図及び地籍簿  
（農村計画課）

**福島県告示第八百五十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
会津若松市門田町大字堤沢字吹谷一四六五の四、一四六五の五、一四六五の一〇から一四六五の一五まで、一四六五の一八から一四六五の二一まで、大字面川字早坂甲三一八四の一
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 三 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
（一）主伐に係る伐採種は、定めない。  
（二）主伐として伐採をすることができる立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。）  
（森林保全課）

**福島県告示第八百六十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
相馬市小野字北沢一、一四、山上字二ノ平三九、字紙漉沢八七

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、相馬市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成三十年十一月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡西会津町奥川大字元島字大石沢二四五の一、二四五の一四、二四五の二三、字黒森二九九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成三十年十一月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡西会津町奥川大字飯沢字小屋山六五二の三、六五二の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小屋山六五二の三(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができ立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成三十年十一月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

相馬郡新地町駒ヶ嶺字山屋敷九六の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字山屋敷九六の一(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができ立木は、新地町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第八百六十四号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南相馬市鹿島区上栃窪字浜井場九二の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
    - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字浜井場九二の二(次の図に示す部分に限る。)
    - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (三) 主伐として伐採をすることができ立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

**福島県告示第八百六十五号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南相馬市原町区大原字明星入一五二、一五五、一五六の一

保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字明星入一五二・一五五・一五六の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができ立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第八百六十六号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南相馬市原町区深野字荒戸沢二の一、二の二、三、一八九の一、一九〇の一、一九一の一、一九三の一、一九四の一
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第八百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

（森林保全課）

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
会津若松市門田町大字堤沢字吹谷一四六五の一、一四六五の二二から一四六五の六二まで
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
会津若松市門田町大字面川字鍋割丙七二の一、丙七二二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
喜多方市熱塩加納町宮川字丸山四五二、四五五二、四五五二の二・四五五四・四五五七・四五八の一・四五五八の二・字東縮山番外二のイ（以上六筆について次の図に示す部に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成三十年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

福島県告示第八百七十二号

路線名	一般国道 三九九号	区 間	相馬郡飯館村白石字町 一六五番四地先から 同 郡同 村白石字町 二七番二地先まで	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
				変更前 一四・八〇 三八・六〇		一五三・〇〇
				変更後 一四・八〇 三八・六〇		一五三・〇〇

(道路計画課)

福島県知事 内堀雅雄

**福島県告示第八百七十一号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
 計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供  
 する。  
 平成三十年十一月三十日

路線名	県道上郷 下野尻線	区 間	耶麻郡西会津町新郷大 字笹川字上の台北四三 六七番一地从先から 同 郡同 町新郷大 字豊洲字天王前一三 一番一地从先まで	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
				変更前 四・〇〇 二八・八〇		一、一八三・〇〇
				変更後 四・〇〇 二八・八〇		一、一八三・〇〇

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	県道白石 月館線	区 間	相馬郡飯館村白石字町 一六六番一地从先から	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
				変更前 一八・六〇 二三・五〇		一八・〇〇
				変更後 一八・六〇 二三・五〇		一八・〇〇

福島県知事 内堀雅雄

**福島県告示第八百七十三号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい  
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画  
 課及び福島県相双建設事務所で平成三十年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十年十一月三十日

(道路計画課)

路線名	県道原町 川俣線	区 間	相馬郡飯館村白石字町 二八一番六地先から 同 郡同 村白石字町 二七番二地从先まで	変更前 の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
				変更前 一一・四〇 一九・三〇		三五〇・〇〇
				変更後 一一・四〇 一九・三〇		三五〇・〇〇

福島県知事 内堀雅雄

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい  
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画  
 課及び福島県相双建設事務所で平成三十年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成三十年十一月三十日

同 郡同 村白石字町 二〇三番地先まで	変更後	一八・六 二二・八	一八・〇
------------------------	-----	--------------	------

(道路計画課)

**福島県告示第八百七十四号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成三十年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道上郷下野尻線	耶麻郡西会津町新郷大字笹川字上の台北四三六七番一地从先から 同 郡同 町新郷大字豊洲字寺前二五五番一地从先まで	平成三〇年一月三〇日

(道路計画課)

**福島県告示第八百七十五号**

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第一百三十三条第三項の規定により、いわき市からいわき都市計画事業久之浜震災復興土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があった。  
平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

**福島県告示第八百七十六号**

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第一百三十三条第三項の規定により、いわき市からいわき都市計画事業小名浜港背後地震復興土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があった。  
平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

**福島県告示第八百七十七号**

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第一百三十三条第三項の規定により、いわき市からいわき都市計画事業小名浜震災復興土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があった。  
平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀 雅雄  
(まちづくり推進課)

**福島県告示第八百七十八号**

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第一百三十三条第三項の規定により、いわき市からいわき都市計画事業岩間震災復興土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があった。  
平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀 雅雄  
(まちづくり推進課)

**福島県告示第八百七十九号**

いわき都市計画事業小名浜震災復興土地区画整理事業の施行により、施行後の宅地の価額の総額が施行前の宅地の価額の総額より減少したため、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第九十九条第一項及び土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第六十条第一項の規定により、告示する。  
平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀 雅雄  
(まちづくり推進課)

**公 告**

**公告第二百七十二号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成三十年十一月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称	役員	住所
二本松市土地改良区	退任した役員 氏名	
	理事 三津間 一八	二本松市石畑二四〇番地
	同 尾形 重光	同 市成田町一丁目一八五番地
	同 柴田 勝男	同 市杉田町二丁目五四番地二

同	鈴木 徳男	市沖二丁目四三番地一
同	佐藤 照雄	市塩沢町一丁目七三番地
同	古橋 照喜	市大関五〇番地
同	吉沢 勝雄	市中山田一八二番地一
同	根本 一彌	市永田六丁目一八六番地
同	鈴木 照雄	市西町七五番地二
同	菅野 善昭	市南町四七三番地
同	齋藤 彰広	市安達ヶ原五丁目六八番地
同	鈴木 長右	市成田町一丁目五三五番地一
同	渡邊 典夫	市原七太畑一八六番地
同	渡邊 一正	市作七九六番地
同	菅野 忠	市表二丁目五三七番地
同	篠田 義恵	市館野二丁目二一六番地六
同	佐藤 進	市大久保二丁目八二番地二
就任した役員		
役別	氏名	住所
理事	三津間 一八	二本松市石畑二四〇番地
同	鈴木 徳男	市沖二丁目四三番地一
同	今江 克幸	市伊佐沼町一丁目二五番地
同	丹野 富美	市原七笠張一八四番地
同	大藤 浩一	市成田町一丁目八六四番地一
同	根本 一彌	市永田六丁目一八六番地
同	吉沢 勝雄	市中山田一八二番地一
同	大内 義典	市箕輪一丁目二七二番地
同	渡邊 道夫	市十神二六四番地
同	菅野 善昭	市南町四七三番地
同	齋藤 彰広	市安達ヶ原五丁目六八番地
同	菊地 安夫	市郭内一丁目一八七番地一
同	柴田 勝男	市杉田町二丁目五四番地二
同	渡邊 一正	市作七九六番地
同	斎藤 善治	市古家二四一〇番地
同	田巻 幸之助	市岳温泉横森三一〇番地
同	佐藤 勝則	市八坂町一九三番地

(農村計画課)

公告第二百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年十一月三十日

同	土地改良区 安達疏水土地改良区	住所
退任した役員		
役別	氏名	住所
理事	三瓶 芳一	本宮市和田字西大夏張一五三番地一
同	國分 忠工	同 市白岩字柳内六九三番地の六
同	鈴木 正弘	二本松市錦町一丁目三三七番地
同	國分 新司	本宮市糠沢字堀ノ内一四〇番地
同	渡辺 喜一	同 市和田字竹ノ内四一〇番地
同	渡邊 千里	同 市稲沢字越田二五番地
同	渡邊 重勝	同 市白岩字根岸三七九番地の五
同	渡邊 傳一	同 市長屋字鍛柄壇六〇番地
同	鈴木 廣	同 市糠沢字小田部一四六番地
同	國分 八重子	同 市糠沢字小田部一四六番地
同	菅野 佐太克	二本松市南町二八一〇番地
同	國分 佐知夫	本宮市白岩字埋内三六五番地
同	安藤 美治	同 市糠沢字八幡九七番地
就任した役員		
役別	氏名	住所
理事	渡辺 喜一	本宮市和田字竹ノ内四一〇番地
同	國分 忠工	同 市白岩字柳内六九三番地の六
同	菅野 佐太克	二本松市南町二八一〇番地
同	菅野 善太	本宮市長屋字一斗内一〇番地
同	根本 兵十	同 市和田字西明内三一〇番地
同	渡辺 正教	同 市白岩字高槻一七八番地
同	品川 仙壽	同 市稲沢字雨堤六〇番地
同	氏家 源幸	同 市糠沢字作二五番地
同	保住 忠久	二本松市大町二二一〇番地
同	本田 政秋	本宮市糠沢字水上二二七番地
同	市川 豊	同 市和田字刑部内四五番地
同	橋本 一夫	同 市和田字返シ内二〇四番地
同	渡邊 義正	同 市長屋字竹向一五番地
同	本田 勝典	二本松市小高内一九九番地一

(農村計画課)

**公告第274号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年11月30日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ゲルマニウム半導体測定装置 2式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年10月16日
- 4 落札者の氏名及び住所  
宝化成機器株式会社 福島県郡山市喜久田町卸一丁目62番地1
- 5 落札金額  
20,412,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年8月28日

（入札用度課）

**公告第275号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年11月30日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
安定同位体比質量分析システム 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年10月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額  
31,860,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年9月7日

（入札用度課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第九号

福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成十五年福島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十四号中「福島県立会津学鳳中学校」を「福島県立中学校」に改める。

附則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県立会津学鳳中学校の入学検定料の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十号

福島県立会津学鳳中学校の入学検定料の免除に関する規則の一部を改正する規則

福島県立会津学鳳中学校の入学検定料の免除に関する規則（平成十八年福島県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。  
福島県立中学校の入学検定料の免除に関する規則

第一条中「福島県立会津学鳳中学校の入学検定料に関する条例」を「福島県立中学校の入学検定料に関する条例」に改める。

第四条第一項中「福島県立会津学鳳中学校学則」を「福島県立中学校学則」に改める。

附則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

（財務課）

福島県立会津学鳳中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

福島県教育委員会規則第十一号

福島県立会津学鳳中学校学則の一部を改正する規則

福島県立会津学鳳中学校学則（平成十八年福島県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県立中学校学則

第一条中「福島県立会津学鳳中学校」を「福島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する福島県立中学校」に改める。

第二条を次のように改める。

（名称、生徒定員及び位置）

第二条 中学校の名称、生徒定員及び位置は、別表のとおりとする。

第十条第二項中「会津若松市」を「当該学校所在の市町村」に改める。

第十八条中「福島県立会津学鳳中学校の入学検定料に関する条例」を「福島県立中学校の入学検定料に関する条例」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条関係）

名称	生徒定員	位置
福島県立会津学鳳中学校	二七〇人	会津若松市
福島県立ふたば未来学園中学校	一八〇人	双葉郡広野町

様式第一号及び様式第一号の二中「福島県立会津学鳳中学校長」を「福島県立中学校長」に改める。

様式第一号の三中「福島県立会津学鳳中学校長」を「福島県立中学校長」に改め、同様式備考3中「福島県立会津学鳳中学校学則」を「福島県立中学校学則」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「福島県立会津学鳳中学校長」を「福島県立中学校長」に改める。

様式第四号中「福島県立会津学鳳中学校長」を「福島県立中学校長」に改める。

附則

この規則は、平成三十年十二月一日から施行する。

（高校教育課）

福島県公安委員会

福島県教育委員会

**福島県公安委員会告示第74号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成30年11月30日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
株式会社田村自動車教習所	福島県田村市船引町船引字山ノ内149番地の1	石橋 英雄	田村自動車教習所	福島県田村市船引町船引字山ノ内149番地の1
株式会社南湖自動車学校	福島県白河市白坂一里段6番地236	小櫻 恵	南湖自動車学校	福島県白河市白坂一里段6番地236

- 2 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称

- (1) 田村自動車教習所

ア 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等課程

イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等課程

- (2) 南湖自動車学校

ア 規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者ドライバー教育

イ 規則第1条第6号に掲げる課程 ドライバー安全運転教育

- 3 認定年月日

平成30年11月2日

（運転免許課）

**福島県公安委員会告示第75号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成30年11月30日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
株式会社北部日本自動車学校	福島県伊達市片町20番地	野田 拓男	北部日本自動車学校	福島県伊達市原島95番地
株式会社マツキ	山形県長井市舟場5番14号	松木 盛行	マツキドライビングスクール福島飯坂校	福島県福島市飯坂町湯野字洞下1番地
株式会社昭和	福島県郡山市芳賀一丁目3番4号	阿部 議一	昭和ドライバーズカレッジ	福島県郡山市芳賀一丁目3番4号
株式会社福島県東部自動車教習所	福島県相馬市程田字潜石54番地の5	今野 一成	福島県東部自動車教習所	福島県相馬市程田字潜石54番地の5

- 2 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称

- (1) 北部日本自動車学校  
ア 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習と同等の課程  
イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習と同等の課程
- (2) マツキドライビングスクール福島飯坂校  
ア 規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程 法定高齢者講習同等コース  
イ 規則第1条第6号に掲げる課程 法定更新時講習同等コース
- (3) 昭和ドライバーズカレッジ  
ア 規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等の課程  
イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等の課程
- (4) 福島県東部自動車教習所  
ア 規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等課程  
イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等課程
- 3 認定年月日  
平成30年11月14日

(運転免許課)